

社会福祉法人日進市社会福祉協議会役員等報酬規程

平成29年6月19日承認

平成29年9月8日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人日進市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条、社会福祉法人日進市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営規則第5条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、選任・解任委員会委員（外部委員に限る。）及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、職務の状況に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 非常勤の役員等については、報酬を支給する。ただし、法人業務を行う場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。
- (2) 常務理事については、報酬のほかに、給与として、社会福祉法人日進市社会福祉協議会常務理事給与規程に定める額を支給することができる。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、別表に定める額とする。

- 2 役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- 3 役員等の任期が月の途中で就任又は退任となる場合は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算した額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事、監事の報酬については、職員給与規程第4条に準じた日とする。
 - (2) その他の役員等の報酬については、会議が開催された日から30日以内に支払うものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、本人の申し出等に応じて、会長が別に定める月にまとめて支払うことができる。
 - 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程に施行に伴い、社会福祉法人日進市社会福祉協議会役員及び評議員報酬規程を廃止する。ただし、この規程の施行後においても評議員会に承認された新たな理事、監事が就任する日までは従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 区 分 | | 報酬の額（単位 円） |
|-----------------------------|-------|--|
| 理 事 | 会 長 | 月額 100,000円 |
| | 副 会 長 | 月額 10,000円 |
| | 事務局長 | 月額 35,000円 |
| | 施 設 長 | 月額 30,000円 |
| | 上記以外 | 月額 5,000円 |
| 監 事 | | 月額 5,000円 |
| 評議員選任・解任委員会 委員（外部委員に限る。） | | 会議参加1回につき 7,000円 ただし、書面表決の場合は、書面表決1回に つき3,500円とする。 |
| 評 議 員 | | 会議参加1回につき10,000円 |